

支障を以て而して何等の要求を以て之を極めず強硬に之を断然拒絶
を意圖せりと又辞職者の在りて三日以内の後援申出を以て成るる
旨通知す (全員一七八名)

一 最低賃銀一月平均額一四五十錢ト爲す

二 八時労働制限を実施す

三 七月毎に給養のノル年給を省す

(八月十日報)

労働七等一四〇號 大正十一年八月十日

玉川電気鐵道株式會社従業員
同盟罷業ニ関スル件 (第一報)

首題ノ件ニ関シ従業員ノ一部が本月八日要求
ヲ提出シ次ヲ翌九日四十八名辞職願ヲ提出シ
タルニ對シ會社ハ要求ヲ断然拒絶シ首謀者九
名ヲ解雇スル旨ナルハ既報ノ處會社ハ昨九日
午後二時渋谷町業務員詰所ニ解雇ノ揭示ヲ爲
セリ罷業者側ニ於テハ當日(九日)要求ニ對
スル回答アル旨ナリシヨリ沿道駒澤村字下馬
引沢柏谷吉太郎方ヲ本部トシ奮食ヨリ次出シ
急シ回答ヲ待テ居リシガ夕刻ニ至リ解雇ノ泰